

エネルギーシステム改革の進捗

資源エネルギー庁

平成27年11月

1. 一体的な制度改革による総合エネルギー市場の創出

○ 「光熱費」という言葉があるように、消費者にとってエネルギー市場は一体のもの。他方で、従来、我が国のエネルギー市場は、電力、ガス、熱等の業態ごとに制度的な「市場の垣根」が存在。

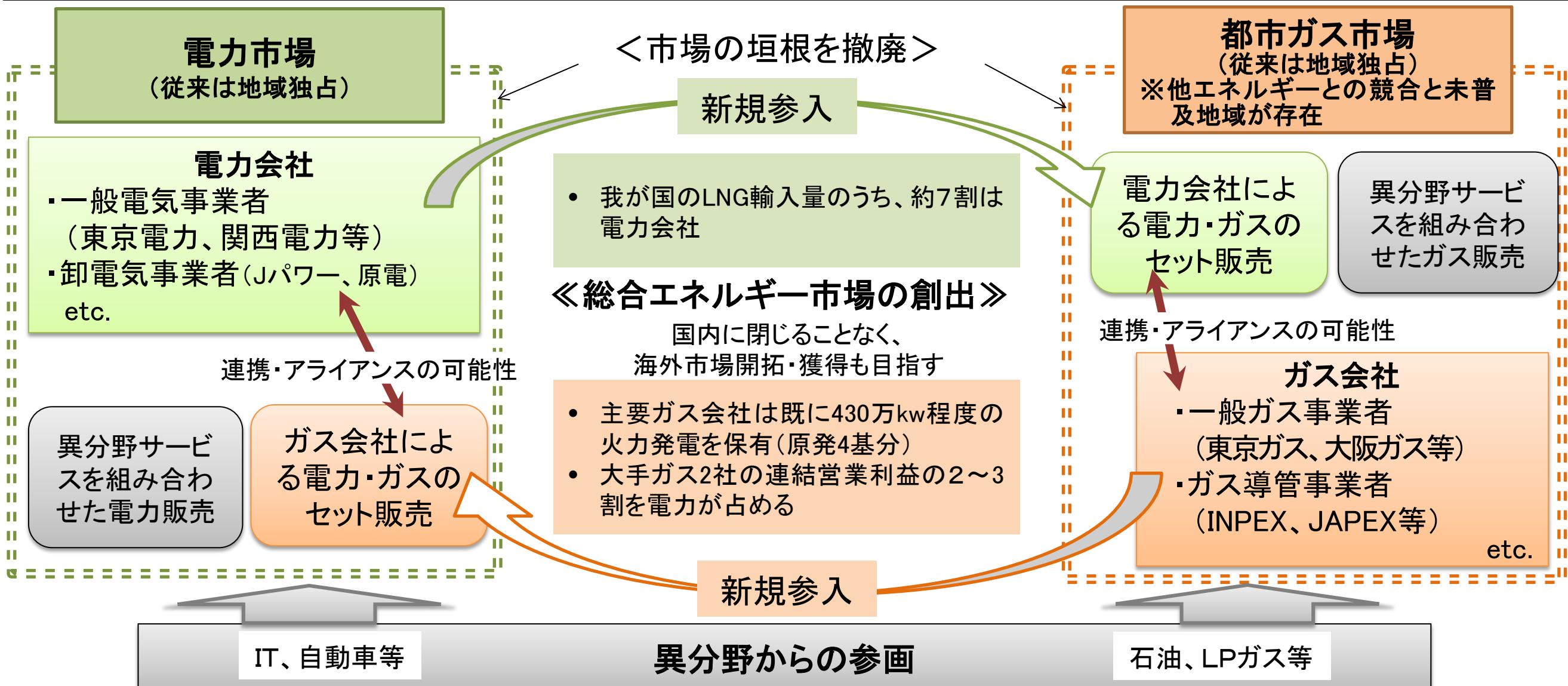
(※)石油やLPガスは既に参入規制なく、自由な市場

○ 一体的な制度改革により「市場の垣根」を撤廃し、エネルギー企業の相互参入や異業種からの新規参入を進める。これにより、競争によるコスト低廉化を図るとともに、消費者の利便性を向上させる。

○ さらに、国内市場に閉じることなく、総合エネルギー企業による海外市場の開拓・獲得も目指す。

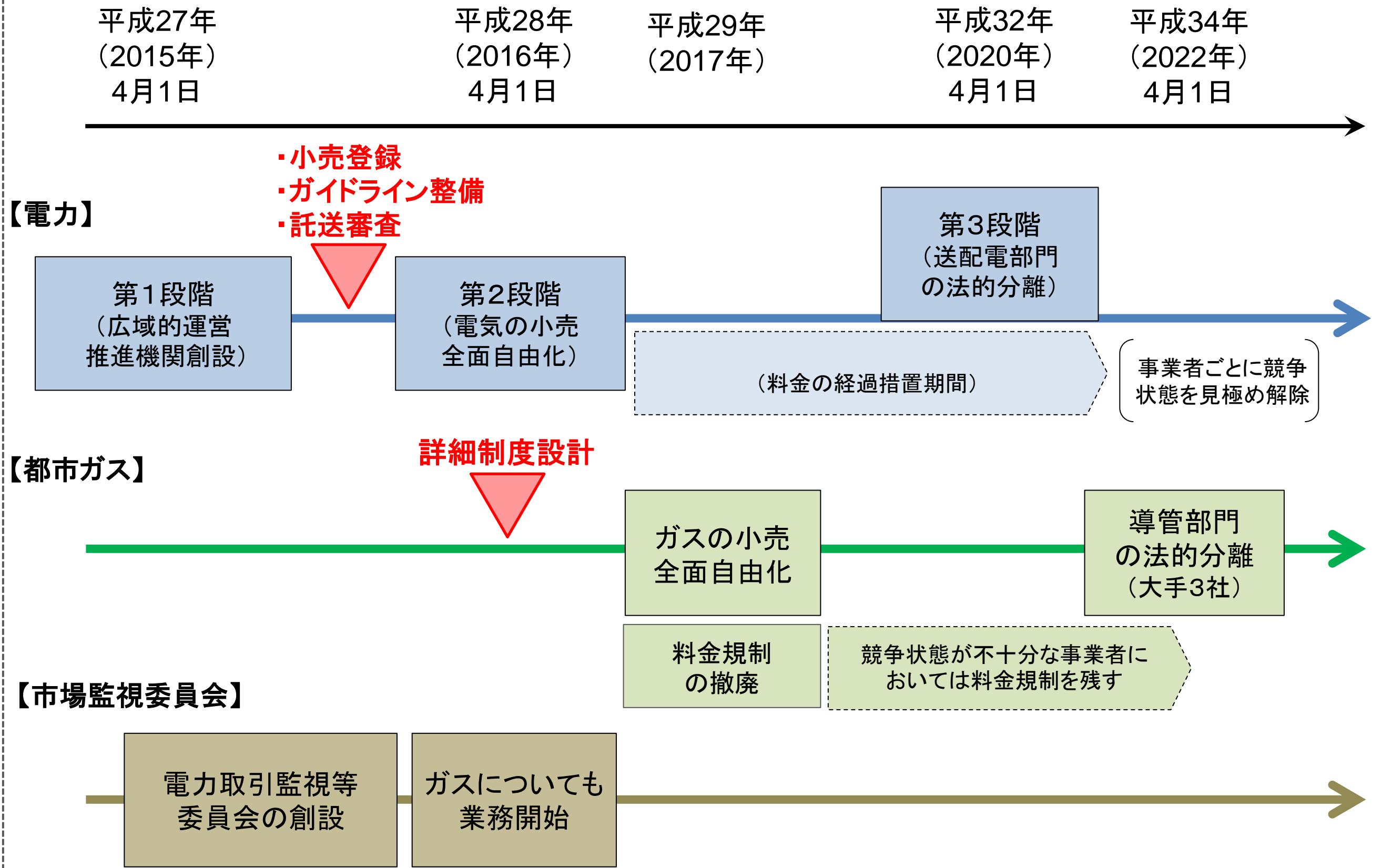
○ 電力の小売全面自由化によって、約8兆円の電力市場が開放される(需要家数は約8,500万件)。

○ 都市ガスの小売全面自由化によって、約2.4兆円の市場が開放される(需要家数は約2,600万件)。



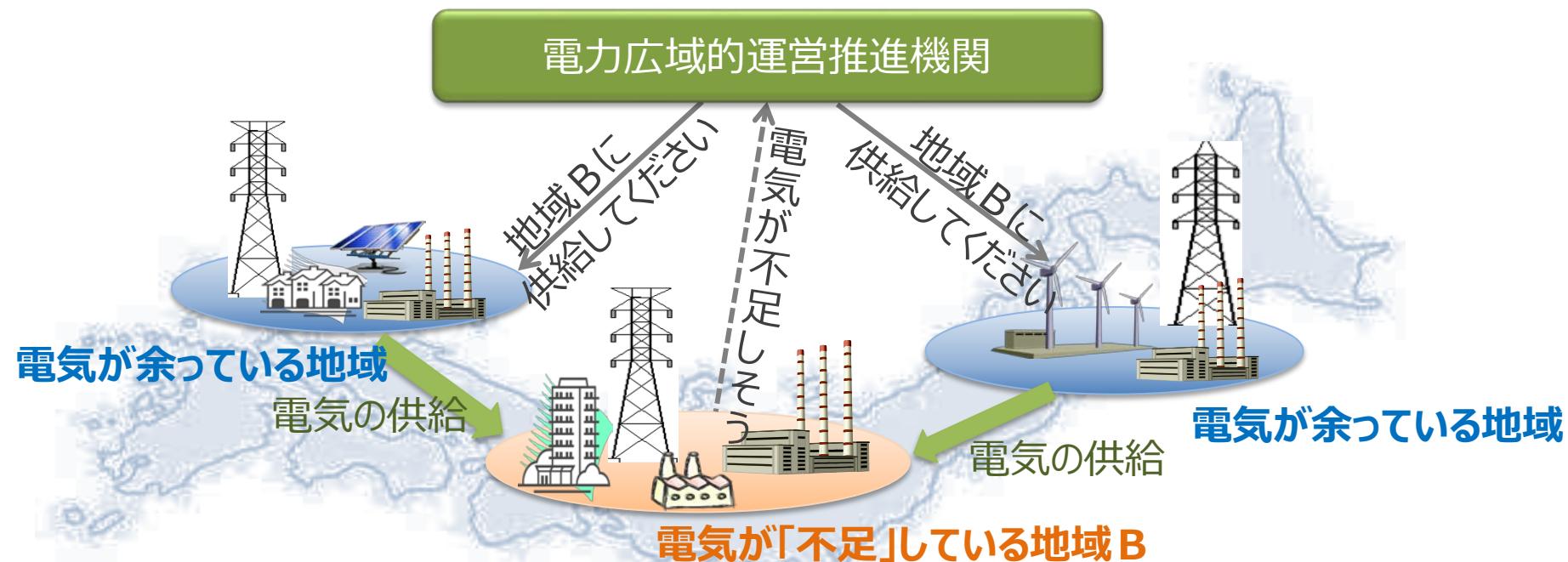
2. エネルギーシステム改革の流れ

○2016年4月1日より電気の小売全面自由化を実施予定。また、2017年中を目途にガスの小売全面自由化を実施予定。



3. 電力広域的運営推進機関の設立

- 震災により個別最適の限界が明らかとなり、全体最適を追求するための司令塔として広域機関を設立。エリアを越えた全国大での系統運用等を進め、全国大での需給調整機能を強化していく。
- 今年9月30日、東北東京間連系線、東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画の基本要件及び受益者の範囲をとりまとめたところであり、全国大での全体最適実現に向けた取り組みが始まっている。



広域的運営推進機関の業務内容

- ①災害等による需給ひっ迫時において、電源の焼き増しや電力融通を指示することで、需給調整を行う。
- ②全国大の電力供給の計画を取りまとめ。送電網の増強やエリアを越えた全国大での系統運用等を進める。
- ③平常時において広域的な運用の調整を行う。（周波数調整は各エリアの送配電事業者が実施）
- ④新規電源の接続の受付や系統情報の公開に係る業務や、発電と送配電の協調に係るルール整備を行う。

4. 小売全面自由化に向けた取組

小売電気事業の登録

- 小売電気事業の登録は、本年8月から受付を開始。これまで、150件超の申請を受付。
- 電力取引監視等委員会の審査を経て、11月中旬までに56件を登録済み。
 - ー 現在の主要なPPS:14社、LP・都市ガス系:8社、石油系:8社
再エネ系:14社、電力系:2社、そのほか:10社

小売事業に関するガイドラインの整備

- 現在、電力取引監視等委員会において、来年4月の小売全面自由化後に小売電気事業者が遵守すべき説明義務や書面交付義務の詳細、公正かつ有効な競争の確保の観点から望ましい行為等を中心に議論中。
- 今後、電力取引監視等委員会及び資源エネルギー庁において、年内を目途にガイドライン案を提示し、所要の意見公募手続を経て策定予定。

託送供給等約款の審査

- 小売料金の原価の一部となる託送料金について、その料金メニューを定める託送供給等約款については、7月末に認可申請を受付。
- 現在、電力取引監視等委員会の元に設置された電気料金審査専門会合において、審査が行われている。年内に認可予定。

※別途都市ガスについては、審議会（総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 ガスシステム改革小委員会）において、都市ガスの小売全面自由化の施行期日や託送供給制度の在り方等について議論中。